

議案参考資料

[平成 30 年第 4 回定例会(12 月)]

[担当課(室)係]

公園緑地課 公園管理係

議案名

議案第 74 号 指定管理者の指定について(吾妻公園及び水道山公園)

趣旨・目的

吾妻公園及び水道山公園の指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めようとするものです。

概要

桐生市都市公園条例第 17 条の規定に基づき、吾妻公園及び水道山公園の管理を行わせるため、株式会社福田造園を指定管理者として指定しようとするものです。

- 1 施設の名称 吾妻公園及び水道山公園
- 2 指定する団体 桐生市川内町五丁目 808 番地
株式会社福田造園
- 3 指定の期間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで
(5 年間)

背景・経過

吾妻公園及び水道山公園は、四季折々の草花が楽しめ、市街地に隣接した緑と自然を活かした安らぎを与える市民憩いの公園として多くの人に利用されている施設です。

吾妻公園及び水道山公園の指定管理期間が平成 31 年 3 月 31 日をもって満了することから、公募による選考の結果、施設の運営能力、専門性、企画力をもって効率的且つ効果的な事業運営が図られていること、指定管理者として市の考え方を理解し、共有して施設管理を担う意識が高いと認められることから株式会社福田造園を指定管理者として指定しようとするものです。